

奈良市旧神功小学校跡地活用に係る市有地売却等
プロポーザル提案書作成要領

① サイズ及び枚数制限

企画提案書の用紙サイズ及び枚数の制限は設けない。

② 部数

企画提案書の紙提出部数は 10 部とし、2 穴式のバインダー等を用いて綴じ、書類を必要に応じて仕切紙やラベル等を用いて整理すること。併せて、データについて電子提出すること（電子提出方式は別途指定する。データ形式は、PDF とする。）

企画提案書とは別に、様式第 4 号及び第 5 号を各 1 部ずつ押印の上、提出すること（印鑑については、契約書に押印するものと同じものを使用すること）

③ 受付期間及び時間

募集要項『6 本件プロポーザルに係るスケジュール』を参照すること

④ 提出方法

事前に担当窓口へ連絡の上、持参し提出すること。郵送による受付は行わない。

担当窓口及び問い合わせ先

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市役所北棟 5 階 総務部財政課 旧神功小学校跡地活用事業担当

TEL : 0742-34-4755

E-mail : zaisei@city.nara.lg.jp

なお、提出された提案書等の書類は返却しないものとし、本市の定める保存期間満了後、本市の責において全て処分するものとする。

⑤ 費用の負担

応募に必要な費用は、応募者の負担とする。

⑥ 複数提案の禁止

提案書の提出は、応募者につき一つとし、複数の提案を行うことはできない。

⑦ 提案書の変更等の禁止

市に提出した後の提案書の変更、差替え及び再提出については、評価に影響を与えない範囲での軽微な変更（誤字、脱字の修正等）以外は認めない。ただし、当日のプレゼンテーションにおいて正誤表の提出を行うことはできる。

⑧ 虚偽の記載をした場合

提案書に虚偽の記載がある場合は、応募を無効とする。

⑨ 使用言語及び単位

本事業に関して使用する言語は日本語とし、使用する単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）の定めによるものとし、通貨単位は円とする。

⑩ 市が提供する資料等の取扱い

市が提供する資料等は、応募に関する検討以外の目的で使用することはできない。

⑪ 著作権

提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、奈良市情報公開条例（平成 19 年奈良市条例第 45 号）に基づき公開することがある。また、地元説明、事業者選定及び市議会における審議に必要な範囲において、応募者の許認可なく、市が複製し使用できるものとする。

⑫ 提案内容

（１） 提案項目

（ア）全体ゾーニング計画（造成、高低差、学校敷地に関する計画を含む。）

（イ）開発道路計画（勾配、幅員、歩道に関する計画を含む。）

（ウ）住宅ゾーン街区計画

（エ）公民館、こども園の敷地内配置計画（開発協議の円滑化に資するためのもの。建物、駐車場、敷地内道路、園庭等）

※ 平面・立面・断面についてはプロポーザル段階では求めない。）

（オ）工事期間中の動線計画、周辺環境配慮、工事中的ならやま小中学校への影響

（カ）実施体制、住環境整備や開発事業の実績（開発道路整備、法面・擁壁整備を含む高低差解消の事業実績を含む。）

（キ）事業スケジュール（令和 7 年 7 月から記載）

（ク）その他

- ・ 事業計画のアピールポイント
- ・ 本件事業に対する事業者の想い、考え方
- ・ 施設配置計画を踏まえた各公共施設のプログラム事例等（事業者が実施するものでなくとも可。）

（２）提案内容は、確実に整備が可能なものとする（応募者自身で調査確認の上、関連法令及び本市の条例、要綱、要領等を遵守できるものとする）

（３）イメージパースを活用するなど、必要に応じて図を配置し、わかりやすい提案に努めること

（４）提出された提案書は、本プロポーザルにおける審査を行うためのものであり、法令等に基づく承認を行うものではない。

（５）企画提案書は、公平・公正の観点から、提案者の名称を伏せること。事業実績において、事業者名称が付されているものについては表記を曖昧とするなど、配慮をした上であれば掲載すること。また、参加資格決定通知に、提案者番号を付記するので、企画提案書に当該番号を記載すること。ブランドロゴは使用しないこと

⑬ ヒアリング審査

（１）ヒアリング審査において、当日紙資料を認める。この場合において、あらかじめ提出した提案書を補足するものに限るものとする。

（２）追加資料等の形式は、動画等のデジタルコンテンツの使用も認める。ただし、設備機器のトラブル等により当日実施できない場合に留意すること

テレビモニター、HDMI、電源については市で用意する。応募者にはスクリーン、プロジェクターに変更する場合もあるため、参加決定通知後に改めて通知する。

- (3) プレゼンテーションは、提案者名を伏せて行うこと。社章その他のバッジは外して行うこと
- (4) 会場の都合上、説明者は6名までとする。